（高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部改正）

第四十四条　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号イ中「書面」の下に「（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五十二条第二項及び第五十四条第二号において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

第十七条に次の一項を加える。

2　登録事業者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、登録住宅に入居しようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令・厚生労働省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該登録事業者は、当該書面を交付したものとみなす。

第五十二条に次の一項を加える。

2　前項の規定による建物の賃貸借の契約がその内容を記録した電磁的記録によってされたときは、当該契約は、書面によってされたものとみなして、同項の規定を適用する。

第五十三条中「前条」を「前条第一項」に改める。

第五十四条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第二号中「書面」の下に「（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）」を加える。

第五十五条、第五十六条第一項及び第五十七条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の一部改正）

第四十五条　地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定に基づく同項の署名用電子証明書（以下この号において「署名用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第九条第一項の規定に基づく署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者確認のための書類の受付

六　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の利用者証明用電子証明書（以下この号において「利用者証明用電子証明書」という。）の発行の申請の受付、同条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第二十二条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正）

第四十六条　マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「第六十三条第二項」を「第六十三条第三項」に、「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改め、同条第三項中「第六十三条第五項から第七項まで」を「第六十三条第六項から第八項まで」に、「第六十三条第六項中「第四項」を「第六十三条第七項中「第五項」に改める。

第二十八条中第六項を第八項とし、第五項を第七項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　前項の場合において、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。以下同じ。）により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、組合員は、同項の規定による書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合においては、当該組合員は、当該書面を提出したものとみなす。

5　前項前段の規定による書面に記載すべき事項の電磁的方法（国土交通省令で定める方法を除く。）による提供は、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該組合に到達したものとみなす。

第二十九条第四項中「前条第六項」を「前条第八項」に改める。

第三十一条第四項中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第三十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。

第三十三条に次の一項を加える。

8　前項の場合において、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することが定款で定められているときは、代理人は、当該書面の提出に代えて、当該書面において証すべき事項を当該電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

第五十八条第二項中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改め、同条第三項中「第六十三条第五項」を「第六十三条第六項」に改める。

第六十四条第二項中「第六十三条第六項及び第七項」を「第六十三条第七項及び第八項」に、「第六十三条第六項中「第四項」を「第六十三条第七項中「第五項」に改める。

第八十条第四項ただし書中「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改める。

第百八条第十項中「同条第三項から第五項まで」を「同条第四項から第六項まで」に、「第六十三条第六項」を「第六十三条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第百二十四条第一項中「第六十三条第二項」を「第六十三条第三項」に、「第六十三条第四項」を「第六十三条第五項」に改め、同条第三項中「第六十三条第五項から第七項まで」を「第六十三条第六項から第八項まで」に、「区分所有法第六十三条第五項中」を「同条第六項中」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第四項」を「第五項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

第百二十九条中「第二十八条第五項」を「第二十八条第七項」に改める。

第百三十一条第四項中「第四項まで及び第六項」を「第六項まで及び第八項」に改める。

第百三十三条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「第二項」を「第二項又は第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　組合員及び総代は、定款で定めるところにより、前項の規定による書面をもってする議決権及び選挙権の行使に代えて、電磁的方法により議決権及び選挙権を行使することができる。